

拜啓 愈々御清榮の御事と存じます。

陳者兼ねて本社の事業御後援の爲、金 四百九十五〇年 月 日

附御出資を頂いて居りましたが、本年一月二日付をもつて州會社監督官より右金額を株券に切換え方の認可が下りました。同時に本社の顧問辨護士カルデン氏をエスクロー・ホルダーに委任され株券全部を保管することになりました。

依つてカルデン辯護士より不取敢株券假收領證を御手元に差上ることになりました。何れ事業の整備を待つて本株券を御引換えを願う手筈になつて居りますから右御諒解の程願上げる次第であります。

尙御出資頂きました際に借用ノートを差上げてありますが、何卒これと引換えにノート御返送の程願ます。もし御紛失の場合は後記のノートに御署名下されれば幸であります。

一九五一年 四月三十日

日 米 時 事 社

武田昌二様

10001

日本興業社より株券への拂込金と、一九四九年

四月十日附出の借付證書を裏面ヤシタカ

右金額は令度押送附相成りましたカレシ

辨護士の照牒券收領證に依り当然書替

えられたものと認めます。依り借付證書

発見の場合要知と致し

426021210001

武田昌二

日本興業社